

一宮市耐震改修促進法に係る認定に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号、以下「法」という。）第17条の規定による建築物の耐震改修の計画の認定（以下「計画認定」という。）、法22条の規定による建築物の地震に対する安全性に適合している旨の認定（以下「基準適合認定」という。）及び第25条の規定による区分所有建築物の耐震改修を行う必要がある旨の認定（以下「要耐震改修認定」という。）に関し、一宮市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成27年一宮市規則第25号。以下「細則」という。）に定めのあるもののほか、一定の建築物についてこれらの認定の申請に先立って細則第4条第2項、第8条第2項及び第10条第2項に規定する市長が適切であると認めた者（以下「専門機関」という。）の評定を受けることとし、これらに関する手続きを定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱に規定する用語の定義は、法、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号、以下「政令」という。）及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号、以下「省令」という。）に規定する用語の例による。

(事前相談)

第3条 計画認定を申請しようとする者は、当該申請を円滑かつ確実なものとするため、申請を行う前に耐震改修計画認定事前相談書（様式第1-1）に次に掲げる図書及び書類を添えて、あらかじめ市長に事前相談をするものとする。

(1) 省令第28条に定める図書及び書類（構造計算書を除く。）

(2) 当該申請に係る建築物の外観写真（外壁の状態、屋根及び屋上の状態を確認できるもの。）

2 基準適合認定を申請しようとする者は、当該申請を円滑かつ確実なものとするため、申請を行う前に基準適合認定事前相談書（様式第1-2）に次に掲げる図書及び書類を添えて、あらかじめ市長に事前相談をするものとする。

(1) 省令第33条に定める図書及び書類（構造計算書を除く。）

(2) 当該申請に係る建築物の外観写真（外壁の状態、屋根及び屋上の状態を確認できるもの。）

3 要耐震改修認定を申請しようとする者は、当該申請を円滑かつ確実なものとするため、申請を行う前に要耐震改修認定事前相談書（様式第1-3）に次に掲げる図書及び書類を添えて、あらかじめ市長に事前相談をするものとする。

(1) 省令第37条に定める図書及び書類（構造計算書を除く。）

(2) 当該申請に係る建築物の外観写真（外壁の状態、屋根及び屋上の状態を確認できるもの。）

4 市長は、前3項の事前相談を終えたときは、事前相談結果通知書（様式第2）により相談者に通知するものとする。

(専門機関による評定)

第4条 法第17条第3項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合するものとして計画認定を申請しようとする者は、前条第1項の規定による事前相談の後、申請を行う前に、当該計画が法第17条第3項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合していることについて専門機関の評定を受けるものとする。

2 法第22条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合するものとして省令第33条第2項第1号に掲

げる方法により基準適合認定を申請しようとする者は、前条第2項の規定による事前相談の後、申請を行う前に、当該申請に係る建築物が法第22条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合していることについて専門機関の評定を受けるものとする。

3 要耐震改修認定を申請しようとする者は、前条第3項の規定による事前相談の後、申請を行う前に、当該申請に係る建築物が法第25条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合していないことについて専門機関の評定を受けるものとする。

4 前3項の評定の申請にあたっては、前条第4項に定める事前相談結果通知書の写しを添付するものとする。

5 専門機関は、「既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会」に参加している団体が「耐震判定委員会登録要綱」に基づいて登録した耐震判定委員会とする。

(計画の認定申請)

第5条 計画認定の申請は、法、政令、省令及び細則（以下「法令等」という。）に定めのある書類のほか、前条第1項の規定により専門機関の評定を受けた建築物にあつては、事前相談結果通知書の写し並びに専門機関の評定書及び判定書（当該評定の申請書に添付した各種図面等を含む。）の写しを添えて、その他の建築物にあつては、事前相談結果通知書の写しを添えて、それぞれ市長に提出しなければならない。

2 基準適合認定の申請は、法令等に定めのある書類のほか、前条第2項の規定により専門機関の評定を受けた建築物にあつては、事前相談の結果通知書の写し並びに専門機関の評定書及び判定書（当該評定の申請書に添付した各種図面等を含む。）の写しを添えて、その他の建築物にあつては、事前相談結果通知書の写しを添えて、それぞれ市長に提出しなければならない。

3 要耐震改修認定の申請は、法令等に定めのある書類のほか、事前相談結果通知書の写し並びに専門機関の評定書及び判定書（当該評定の申請書に添付した各種図面等を含む。）の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(計画変更認定申請)

第6条 法第18条の規定により計画の変更についての認定（以下「計画変更認定」）を申請しようとする者は、申請を行う前に耐震改修計画変更認定事前相談書（様式第3）に当該変更に係る部分について変更前と変更後の内容を明示した第3条第1項第1号に掲げる図書を添え、あらかじめ市長に事前相談をしなければならない。

2 第4条第1項（構造上の補強計画を変更する場合に限る。）、第4項及び前条第1項の規定は、計画変更認定を申請する場合に準用する。この場合において、第4条第1項及び前条第1項中「計画認定」とあるのは「計画変更認定」と、第4条第1項中「前条第1項」とあるのは「第6条第1項」と読み替えるものとする。

3 市長は、前2項の事前相談を終えたときは、変更事前相談結果通知書（様式第4）により相談者に通知するものとする。

(取下げ届)

第7条 計画認定又は計画変更認定を申請した者は、市長が当該認定をする前に当該申請を取下げようとするときは、耐震改修計画認定申請取下げ届（様式第5-1）を市長に提出しなければならない。

2 基準適合認定を申請した者は、市長が当該認定をする前に当該申請を取下げようとするときは、基

準適合認定申請の取下げ届(様式第5-2)を市長に提出しなければならない。

3 要耐震改修認定を申請した者は、市長が当該認定をする前に当該申請を取下げようとするときは、要耐震改修認定申請の取下げ届(様式第5-3)を市長に提出しなければならない。

(取りやめ届)

第8条 計画認定又は計画変更認定を受けた者が、認定建築物の耐震改修の工事を取りやめるときは、耐震改修工事取りやめ届(様式第6)に計画の認定通知書又は変更認定通知書を添えて、市長に提出しなければならない。

付 則

1 この要綱は、平成15年5月6日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成18年1月26日から施行する。

付 則(平成25年11月22日改正)

1 この要綱は、平成25年11月25日から施行する。

付 則(平成27年3月25日改正)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1-1(第3条第1項関係)

耐震改修計画認定事前相談書			
一宮市長様			年 月 日
次のとおり、耐震改修計画の認定について事前相談します。			
認定申請者の住所又は主たる事務所の所在地、氏名又は名称	〒		
相談者の住所又は主たる事務所の所在地、氏名又は名称、電話番号、業種	〒 電話 〈 〉 () [所有者・設計者・施工者・不動産・その他()]		
建築物の名称			
建築物の位置			
建築物の有無	1)有 2)無 3)不明 (年着工)	建築確認年月日 番 号 検 査 済 証	年 月 日 第 号 年 月 日
建築物の用途・規模	用途 () / 階数 地上 階、地下 階、塔屋 階 建築面積 m ² /延べ面積 m ²		
建築物の構造	1)鉄筋コンクリート造 2)鉄骨造 3)鉄骨鉄筋コンクリート造 4)木造 5)枠組壁工法 6)組積造 7)混構造 () 8)その他 ()		
耐震改修箇所	1)構造躯体：①基礎 ②柱 ③はり ④耐震壁 ⑤その他 () 2)設備・昇降機：①換気・空調 ②給排水 ③電気 ④昇降機 3)外壁等：①屋根葺き材 ②外装材 ③帳壁 ④広告塔 ⑤その他		
※受付欄	※回答欄	※備考	
年 月 日	年 月 日		
第 号	第 号		
係員印	係員印		

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 ※印欄には、記入しないこと。

様式第 1 - 3 (第 3 条第 3 項関係)

要耐震改修認定事前相談書			
一 宮 市 長 様			年 月 日
次のとおり、区分所有建築物の耐震改修を行う必要がある旨の認定について事前相談します。			
認定申請者の住所又は主たる事務所の所在地、氏名又は名称	〒		
相談者の住所又は主たる事務所の所在地、氏名又は名称、電話番号、業種	〒 電話 〈 〉 () [所有者・設計者・施工者・不動産・その他()]		
建 築 物 の 名 称			
建 築 物 の 位 置			
建 築 確 認 の 有 無	1)有 2)無 3)不明 (年着工)	建 築 確 認 年 月 日 番 号 検 査 済 証	年 月 日 第 号 年 月 日
建 築 物 の 用 途 ・ 規 模	用途 () / 階数 地上 階、地下 階、塔屋 階 建築面積 m ² /延べ面積 m ²		
建 築 物 の 構 造	1)鉄筋コンクリート造 2)鉄骨造 3)鉄骨鉄筋コンクリート造 4)木造 5)枠組壁工法 6)組積造 7)混構造 () 8)その他 ()		
耐 震 改 修 箇 所	年 月 日 概要 () 年 月 日 概要 () 年 月 日 概要 ()		
※受 付 欄	※回 答 欄	※備 考	
年 月 日	年 月 日		
第 号	第 号		
係員印	係員印		

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

2 ※印欄には、記入しないこと。

様式第3 (第6条第1項関係)

耐震改修計画変更認定事前相談書

年 月 日

一 宮 市 長 様

次のとおり、耐震改修計画の変更認定について事前相談します。

認定申請者の住所又は主たる事務所の所在地、氏名又は名称	〒	
相談者の住所又は主たる事務所の所在地、氏名又は名称、電話番号、業種	〒 電話< > () [所有者・設計者・施工者・不動産・その他 ()]	
建築物の位置		
耐震改修計画認定番号及び認定年月日	第 号 年 月 日	
変更内容		
変更の理由		
※受付欄	※回答欄	※備考
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 ※印欄には、記入しないこと。

<h2 style="margin: 0;">耐震改修計画認定申請取下げ届</h2>	
年 月 日	
一 宮 市 長 様	
申請者	住所 氏名 電話 () -
年 月 日付で申請した下記建築物の耐震改修計画の認定申請につきましては取り下げま す。	
記	
認 定 申 請 年 月 日	年 月 日
建 築 物 の 所 在 地	
取 り 下 げ の 理 由	
※受 付 欄	※備 考
年 月 日	
第 号	
係員印	

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 ※印欄には、記入しないこと。

<h2 style="margin: 0;">基準適合認定申請の取下げ届</h2>	
年 月 日	
一 宮 市 長 様	
申請者	住所 氏名 電話 () -
年 月 日付で申請した下記建築物の地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定申請につきましては取り下げます。	
記	
認 定 申 請 年 月 日	年 月 日
建 築 物 の 所 在 地	
取 り 下 げ の 理 由	
※受 付 欄	※備 考
年 月 日	※備 考
第 号	
係員印	

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 ※印欄には、記入しないこと。

<h2 style="margin: 0;">要耐震改修認定申請の取下げ届</h2>	
年 月 日	
一 宮 市 長 様	
申請者	住所 氏名 電話 () -
年 月 日付で申請した下記区分所有建築物の耐震改修を行う必要がある旨の認定申請につきましては取り下げます。	
記	
認 定 申 請 年 月 日	年 月 日
建 築 物 の 所 在 地	
取 り 下 げ の 理 由	
※受 付 欄	※備 考
年 月 日	(備考欄)
第 号	
係員印	

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 ※印欄には、記入しないこと。

様式第6 (第8条関係)

<h2 style="margin: 0;">耐震改修工事取りやめ届</h2> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">一 宮 市 長 様</p> <p style="margin: 0 0 0 150px;">住所 申請者 氏名 電話 () -</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">下記建築物の耐震改修工事を取りやめたので届け出ます。</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">記</p>	
認定通知年月日及び番号	年 月 日 第 号
建築物の所在地	
取りやめの理由	
※受付欄	※備考
年 月 日	
第 号	
係員印	

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 ※印欄には、記入しないこと。